



発行 東京都

目次

告示

- 指定管理者の指定.....一
- .....(生活文化スポーツ局スポーツ施設部調整課).....一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可.....一
- .....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一
- 建築士法による行政処分.....一
- .....(都市整備局市街地建築部建築企画課).....一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....二
- .....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 東京海区における共同漁業権に係る漁業の免許予定日並びに申請期間.....三
- .....(産業労働局農林水産部水産課).....三
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更.....三
- .....(都市整備局市街地整備部再開発課).....三
- 令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施.....三
- .....(都市整備局市街地建築部建築企画課).....三
- 開発行為に関する工事完了.....五
- .....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....五
- 平成十七年三月八日付東京都告示第三百一十一号.....五

告示

●東京都告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都パラスポーツトレニングセンター 東京都調布市西町三百七十六番三

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会グループ 東京都新宿区神楽河岸一番一号 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会内

三 指定の期間

令和五年三月一日から令和十年三月三十一日まで

●東京都告示第七十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和六年十一月三十日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内  
事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門三丁目八番十九号

平成三十年十一月十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十年七月三十一日まで延長する。  
定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年三月一日

●東京都告示第八十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

氏名

辻 正己

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第五一六四八号

二 処分をした年月日

令和五年一月三十一日

三 処分の内容

令和五年三月一日から業務停止二月

四 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物について、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、設計図書の詳細図では、長屋の各戸の界壁が小屋裏まで達する設計がされているにもかかわらず、界壁が小屋裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十条及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

●東京都告示第百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

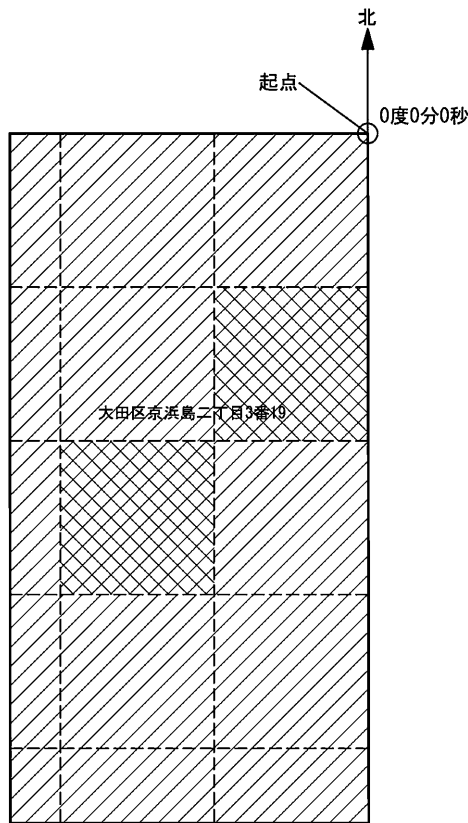
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区京浜島二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準



に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

-  形質変更時要届出区域  
(この告示により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
-  形質変更時要届出区域  
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)  
(令和4年東京都告示第1225号により指定した区域)
- 単位区画
- 敷地境界・筆境界

【起点】

起点は、大田区京浜島二丁目3番19の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定に基づき、東京海区における海区漁場計画を作成したので、同法第六十四条第六項の規定により、漁業の免許予定日及び申請期間を公示する。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 免許予定日 令和五年九月一日

二 申請期間 令和五年五月一日から同月三十一日まで

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 氏名

山田 保行

二 住所

品川区大井四丁目二番四一八〇三号

令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規

定に基づき、令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和五年三月一日

東京都知事 小池百合子

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

令和五年七月二日(日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

イ 木造建築士

令和五年七月二十三日(日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和五年九月十日(日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

イ 木造建築士

令和五年十月八日(日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

武蔵大学 練馬区豊玉上一丁目二十六番一号

イ 木造建築士

大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

武蔵大学 練馬区豊玉上一丁目二十六番一号

イ 木造建築士

大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

三 受験申込手続

受験申込みについては、原則として新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)は、令和五年四月十日(月曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル)(電話番号 〇五〇一三〇三三三ー三八二二)に申し出ること。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和五年四月三日(月曜日)から同月十七日(月曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

で

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaiec.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

四 「学科の試験」の免除の申請

免除の申請に当たっては、令和二年から令和四年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として令和五年六月十六日(金曜日)(予定)に受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として令和五年六月十六日(金曜日)(予定)に、受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

令和五年十二月七日(木曜日)(予定)

なお、「学科の試験」については、令和五年八月二十一日(月曜日)(予定)に発表する。

七 可否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 可否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaiec.or.jp/>)等に公表する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、令和五年六月七日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaiec.or.jp/>)において公表する。

(二) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

東村山市秋津町一丁目六番一  
の 一 部  
中央区日本橋室町三丁目二  
番一号

三井不動産レジデンシャル  
株式会社  
代表取締役 嘉村 徹

正 誤

○平成十七年三月八日付東京都告示第三百十一号  
三ページの別図を次のように訂正する。

